

水活交付 金事業の 概要

- ✓ 水田活用の直接支払交付金（水活交付金）は、主食用米を作付けしない水田において、麦、大豆等の戦略作物等（対象作物）を生産する農業者（交付対象農業者）に対して交付 [交付額 = 交付単価×交付対象水田の面積]
- ✓ 水稻の作付けを行うことが困難な農地は交付対象水田から除く
- ✓ 対象作物については、十分な収量が得られるように生産することが原則
- ✓ 適切な作付け、肥培管理、収穫等（適切な生産）が実施されていない可能性が高いと判断する場合には、収量確認を行い、収量が相当程度低い場合には交付対象としない（収量低下理由書で合理的な理由が確認できれば交付可能）
- ✓ 合理的な理由が確認された場合でも、翌年産において収量が相当程度低くなるおそれがあるときには、地方農政局長等は、当該交付対象農業者に対して翌年産以降の生産に向けて改善指導を文書により行う

検査の 結果

- ✓ 園芸施設があり、**実質的に水稻の作付けを行うことは困難**であると考えられる水田に交付（延べ1,547交付対象農業者、交付額計7035万円）
- ✓ 対象作物の**生産実績や収量を把握しないまま交付**等（延べ10,747交付対象農業者、交付額計100億9743万円）
- ✓ **実際の収量に基づいた定量的な方法**により収量確認を行っておらず、収量が相当程度低くなっていたが、適切な生産が行われているとして交付（延べ3,177交付対象農業者、交付額計40億0504万円）
- ✓ 収量低下に係る要因が合理的な理由によるものであるのか疑義のある内容を含む収量低下理由書が見受けられるなどしており、収量低下理由書の確認や地方農政局長等による改善指導の仕組みが十分に機能しておらず、対象作物の収量増加に向けた改善が図られにくい状況（交付額計27億7984万円）

要求する 処置等

- ✓ 交付対象水田の範囲について、実質的に水稻の作付けを行うことが困難な農地であるかどうかを判断できるように**基準**を定めること
- ✓ 実績報告書の確認書類については、収量が記載されている書類等を提出し又は保管させるなどして**収量を把握**できるようにすること など
- ✓ 飼料作物、WCS用稻（実と茎葉を一体的に収穫し、乳酸発酵させた飼料）等の対象作物について、申請書類の取りまとめを行う地域農業再生協議会において、**実際の収量に基づいた定量的な収量確認**を行うことができるようになります
- ✓ **収量低下理由書の確認方法**や地方農政局長等による**改善指導を実施する場合の基準**等を具体的に定めてこれらの仕組みが十分に機能するようにすることや現行制度の運用の見直しを検討することにより、対象作物の収量増加に向けた改善が図られやすくなるような方策を講ずること



水田活用の直接支払交付金事業の実施（意見表示・処置要求）

農林水産本省

134億5200万円(指摘金額)

27億7984万円(背景金額)

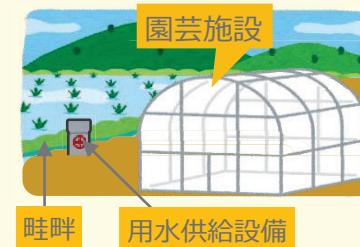
水活交付金 の概要

- 交付額 = 交付単価×交付対象水田の面積（水稻の作付けを行うことが困難な農地は交付対象水田から除く）
- 対象作物については、十分な収量が得られるように生産することが原則
- 適切な作付け、肥培管理、収穫等（適切な生産）が実施されていない可能性が高いと判断する場合には、収量確認を行い、収量が相当程度低い場合には交付対象としない（収量低下理由書で合理的な理由が確認できれば交付可能）
- 合理的な理由が確認された場合でも、翌年産において収量が相当程度低くなるおそれがあるときには、地方農政局長等は、当該交付対象農業者に対して翌年産以降の生産に向けて改善指導を文書により行う

検査の結果1 実質的に水稻の作付けを行うことが困難な農地に対して水活交付金が交付されている事態

国庫補助金等により設置等された園芸施設は一定期間処分が制限

延べ1,547交付対象農業者、
交付額計7035万円について、
⇒ 処分が制限される園芸施設
がある農地は、**実質的に水稻の作付けを行うことは困難**
であるのに交付



要求する処置

交付対象水田の範囲について、実質的に水稻の作付けを行うことが困難な農地であるかどうかを判断できるように**基準**を定めること

検査の結果2 対象作物に係る実績報告書の確認等が適切に実施されていない事態

実施要綱では、実績報告書の確認書類として、対象作物ごとに当年産の出荷・販売契約書の写し及び販売伝票の写し等を申請書類の取りまとめを行う地域農業再生協議会（協議会）に提出することになっている

実施要綱には、
・実績報告書の確認書類の記載内容
について、定められていない
・飼料作物等を自家利用する場合の
確認書類について、定められて
いない

延べ10,747交付対象農業者、交付額計100億9743万円について、
⇒ 対象作物の生産実績や収量を把握しないまま交付
・確認書類の内容が**収量を把握**できるものになっていない
・自家利用した場合に確認書類を提出していないなど
⇒ 収量の妥当性について十分な確認を行わないまま交付
・自家利用した場合の実績報告書の確認書類に記載された
収量が実際の収量に基づいているのか疑義

要求する処置

実績報告書の確認書類については、
収量が記載されている書類等を提出し
又は保管させるなどして**収量を把握**
できるようにすることなど



水田活用の直接支払交付金事業の実施（意見表示・処置要求）

農林水産本省

134億5200万円(指摘金額)

27億7984万円(背景金額)

検査の結果3 収量確認が適切に実施されていない事態

対象作物が飼料作物、WCS用稻等の場合は、必ずしも実際の収量に基づいた定量的な方法により収量確認を行うことにはなっていない



実際の収量に基づいた定量的な方法により収量確認

- ⇒ 延べ3,177交付対象農業者、交付額計40億0504万円について、単収が近傍ほ場の平均単収の2分の1未満となっているなど、収量が相当程度低くなっていたのに、適切な生産が行われているとして交付

要求する処置

飼料作物、WCS用稻等の対象作物について、協議会において、実際の収量に基づいた定量的な収量確認を行うことができるようすること

検査の結果4 収量低下理由書の確認や地方農政局長等による改善指導の仕組みが十分に機能しておらず、対象作物の収量増加に向けた改善が図られにくい状況となっている事態

収量低下理由書を提出すれば、そのほとんどが合理的な理由がある（3,130件に占める割合99.8%）として水活交付金が交付されている状況



・収量低下理由書に記載された収量低下に係る要因を確認

- ⇒ 955件について、自然災害などの不可抗力な要因（合理的な理由）か疑義のある内容を含むものとなっていたのに交付金を交付

（例）農業共済に加入しているのに申請を行っていない
適期の作業や必要な防除がなされていないなど

- ⇒ 収量増加に向けた改善が図られにくい状況

交付額計27億7984万円

改善指導の実施状況を確認

- ⇒ 同一の対象作物で6年連続して収量低下理由書を提出等、延べ730交付対象農業者について、翌年産においても収量が相当程度低くなるおそれがある状況となっていたのに実施されず
- ⇒ 収量増加に向けた改善が図られにくい状況

表示する意見

収量低下理由書の確認方法や地方農政局長等による改善指導を実施する場合の基準等を具体的に定めてこれらの仕組みが十分に機能するようにすることや、現行制度の運用の見直しを検討することにより、交付対象農業者において対象作物の収量増加に向けた改善が図られやすくなるような方策を講ずること

改善指導を実施する基準とされている「翌年産において収量が相当程度低くなるおそれがある場合」について、具体的な基準は定められていない

